

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

規則

- 秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(五八・総務課)……………1
- 秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則(五九・総務課)……………13

訓令

- 秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令(二・総務課)……………13
- 秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令(三・総務課)……………16
- 秋田県職員被服貸与規程等の一部を改正する訓令(四・人事課)……………17

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十八号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第十五条の十一」を「第十五条の九」に、「第十九条の二」を「第十九条の三」に、「第五款 削除」を「第五款 健康環境センター(第二十四条―第二十八条)」に、「県立大学」を「農林水産技術センター」に、「第三十条の五」を「第三」
- 「第六款の二 衛生科学研究所(第三十条の六―第三十条の八)」
 - 第六款の三 環境センター(第三十条の九・第三十条の十)
 - 第六款の四 総合食品研究所(第三十条の十一―第三十条の十四)
 - 第六款の五 農業試験場(第三十条の十五―第三十条の十八)

十条の三)に、

- 第六款の六 果樹試験場(第三十条の十九―第三十条の二十二)
- 第六款の七 畜産試験場(第三十条の二十三―第三十条の二十五)
- 第六款の八 水産振興センター(第三十条の二十六―第三十条の二
- 第六款の九 森林技術センター(第三十条の二十九―第三十条の三
- 第六款の十 産業技術総合研究センター(第三十条の三十二―第三

を「第六款の二 産業技術総合研究センター(第三十条の四―第三

十八)
十一) 十条の三十五)に、「総合生活文化会館」を「生活センター」に、「第三十三款及び第三十四款 削除」を「第三十三款 中央男女共同参画センター(第九十九条・第九

条)に、
「第六十六款 福岡事務所(第九十四条・第九十五条)
第六十六款の二 東京産業観光センター(第九十五条の二・第九十

五条の三)を「第六十六款 福岡事務所(第九十四条・第九十五条)」に改め

る。
第三条第一項の表健康福祉部の項中「健康対策課」を「健康推進課」に改め、同表

生活環境文化部の項中「環境あきた創造課―環境管理室」を「環境あきた創造課―環

境管理室」に改め、同表農林水産部の項中「森林環境対策室」を「農業

環境対策室」に改め、同表農林水産部の項中「農山村振興課」を「農山村振興課

に改め、同表産業経済労働部の項中「商工業振興課―誘致企業室」を「商工業振興課―商業貿易室」に、

「労働政策課」を「雇用労働政策課」に改め、「雇用対策室」を削り、同表建設交通部の項中「建設管理課―」を「建設管理課―技術管理室」に改める。
第四条第二項中「会計課」を「会計管財課」に改める。

第五条第一項総務課の項第十一号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第二十号中「、県公報及び官報報告」を「及び県公報」に改め、同項第二十六号中「他部」を「各部」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十五号を第二十八号とし、第二十四号を第二十七号とし、第二十三号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 東京事務所に関する事。

第五条第二項総務課の項第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三 県人会に関する事(他の所管に属するものを除く。)

二十四 地域振興局に関する事(他の所管に属するものを除く。)

第五条第一項秘書課の項第九号及び第十号を削る。

第六条総合政策課の項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条人事課の項第五号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第十二号中「恩給」の下に「、退職年金等」を、「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第十三号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同条税務課の項第一号及び第四号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加える。

第六条の二学術国際政策課の項第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同条科学技術課の項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「県立大学」を「秋田県立大学」に改め、同号を同項第四号とし、同条試験研究推進課の項第四号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第五号中「衛生科学研究所」を「健康環境センター」に改め、同項第六号中「環境センター」を「農林水産技術センター」に改め、同項第七号から第十二号までを削り、第十三号を第七号とし、同条情報企画課の項第一号、第三号及び第四号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加える。

第七条福祉政策課の項第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 社会福祉会館に関する事。

第七条福祉政策課の項第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同条子育て支援課の項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同条健康対策課の項中「健康対策課」を「健康推進課」に改める。

第八条第一項県民文化政策課の項第二十四号を第二十五号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第二十一号とし、同項中第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 犯罪被害者等の支援に関する事。

第八条第一項環境あきた創造課の項第一号から第三号まで及び第五号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

十一 八郎湖(東部承水路及び西部承水路を含む。)に係る水質保全対策の企画、調整及び推進に関する事。

第八条第一項自然保護課の項第一号及び第六号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同条第二項中「第八号から第十一号」を「第九号から第十二号」に、「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 環境あきた創造課八郎湖環境対策室は、環境あきた創造課の所掌事務のうち第一号に掲げる事務を分掌する。

第九条第一項農林政策課の項第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十二 全国植樹祭の開催に関する事。

第九条第一項農山村振興課の項第三号及び第十二号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

水と緑推進課

一 ふるさとの森と川と海の保全及び創造(森林、河川、海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系及び良好な景観を維持し、及び回復し、県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。以下この項において同じ。)に関する施策の企画、調整及び推進に関する事(他の所管に属するものを除く。)

二 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する調査に関する事。

三 ふるさとの森と川と海の保全及び創造の啓発に関する事。

四 ふるさとの森と川と海の保全及び創造を推進するための人材の養成に関する事。

五 緑化の推進に関する事(他の所管に属するものを除く。)

六 森林計画に関する事。

第九条第一項農地整備課の項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、同条第一項森林整備課の項第一号、第四号及び第九号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第二十号」を「第十八号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 農林政策課全国植樹祭推進室は、農林政策課の所掌事務のうち第二十二号に掲げる事務を分掌する。

第十一号第一項産業経済政策課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とし、同条第一項商工業振興課の項中第十七号を第十八号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 海外との経済交流の促進に関すること。

第十一号第一項観光課の項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 通訳案内士に関すること。

第十一号第一項観光課の項に次の一号を加える。

十四 秋田まるごとプラザに関すること。

第十一号第一項資源エネルギー課の項第十四号中「電源立地促進対策交付金」を「電源立地地域対策交付金」に改め、同項第十五号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同条第一項労働政策課の項中「労働政策課」を「雇用労働政策課」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「第十二号から第十六号」を「第十三号から第十七号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 商工業振興課商業貿易室は、商工業振興課の所掌事務のうち第一号から第四号までに掲げる事務を分掌する。

第十二号建設管理課の項第六号中「部内における」を削り、同項第十八号中「土木事業」を「公共工事(農林水産部各課又は建設交通部各課の所掌に属するものに限る。以下この項及び第二百四十五条第三項の表第十六号において同じ。)」に改め、「部内の」を削り、同項第十九号中「部内の職員研修」を「公共工事に関する職員の研修」に改め、同項第二十号中「部内事業」を「公共工事」に改め、同項第二十一号中「公共事業」を「公共工事」に、「情報及び入札に関する事務等の電子化」を「情報化」に改め、同条下水道課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 農業集落排水事業に関すること。

第十二号河川砂防課の項第一号、第二号及び第十九号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

2 建設管理課技術管理室は、建設管理課の所掌事務のうち第十八号から第二十二号までに掲げる事務を分掌する。

第十三号会計課の項中「会計課」を「会計管財課」に改め、同項第一号中「福岡事務所及び東京産業観光センター」を「及び福岡事務所」に改め、同項第八号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第十号を削り、第

十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号を第二十八号とし、第十七号を第二十七号とし、第十五号の次に次の十一号を加える。

十六 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。

十七 財産の記録管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

十八 物品の取得及び管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

十九 庁用自動車の集中管理に関すること。

二十 公用自動車の運行管理に関すること。

二十一 県庁舎及び秋田地方総合庁舎(敷地及び附属物を含む。次号において同じ。)(管理(営繕を含む。次号及び第二十五号において同じ。))に関すること。

二十二 県庁舎及び秋田地方総合庁舎の電気、給排水、空調及びガス等の設備の管理に関すること。

二十三 電話機、構内電話交換設備及び公用電話に関すること。

二十四 地域振興局庁舎(敷地及び附属物を含む。)(管理に関すること。

二十五 公舎の管理に関すること。

二十六 当直に関すること。

第十三号管財課の項を削り、同条総務事務センターの項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第十号とし、第二号の次に次の七号を加える。

三 源泉徴収に係る所得税及び住民税の徴収及び納入に関すること。

四 職員の児童手当の認定及び支給に関すること。

五 恩給、退職年金等の支給等に関すること。

六 集中処理に係る旅費の支出に関すること。

七 集中処理に係る物品の購入及びその支出に関すること。

八 集中処理に係る光熱水費及び電信電話料金の支出に関すること。

九 支出命令(第一号、第三号及び第五号から前号までに掲げる事務に係るものに限る。)(の審査に関すること。

第十四号を次のように改める。

第十四条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める事務部局が処理するものとする。

一 秋田県地方独立行政法人評価委員会 知事公室総務課

二 秋田県情報公開審査会 知事公室情報公開課

三 秋田県個人情報保護審査会 知事公室情報公開課

四 秋田県防災会議 知事公室総合防災課

五 秋田県石油コンビナート等防災本部 知事公室総合防災課

六 秋田県国民保護協議会 知事公室総合防災課

- 七 秋田県政策評価委員会 総務企画部総合政策課
- 八 秋田県総合政策審議会 総務企画部総合政策課
- 九 秋田県特別職報酬等審議会 総務企画部人事課
- 十 秋田県公務災害補償等認定委員会 総務企画部人事課
- 十一 秋田県公務災害補償等審査会 総務企画部人事課
- 十二 秋田県固定資産評価審議会 総務企画部税務課
- 十三 秋田県私立学校審議会 学術国際部学術国際政策課
- 十四 秋田県社会福祉審議会 健康福祉部福祉政策課
- 十五 秋田県バリアフリー社会形成審議会 健康福祉部福祉政策課
- 十六 秋田県国民健康保険審査会 健康福祉部長寿社会課
- 十七 秋田県介護保険審査会 健康福祉部長寿社会課
- 十八 秋田県精神保健福祉審議会 健康福祉部障害福祉課
- 十九 秋田県障害者施策推進協議会 健康福祉部障害福祉課
- 二十 秋田県精神医療審査会 健康福祉部障害福祉課
- 二十一 秋田県障害者介護給付費等不服審査会 健康福祉部障害福祉課
- 二十二 秋田県結核検査協議会 健康福祉部健康推進課
- 二十三 秋田県調理師試験委員 健康福祉部健康推進課
- 二十四 秋田県感染症診査協議会 健康福祉部健康推進課
- 二十五 秋田県保健医療福祉協議会 健康福祉部健康推進課
- 二十六 秋田県健康づくり審議会 健康福祉部健康推進課
- 二十七 秋田県准看護師試験委員 健康福祉部医務薬事課
- 二十八 秋田県麻薬中毒審査会 健康福祉部医務薬事課
- 二十九 秋田県歯科技工士試験委員 健康福祉部医務薬事課
- 三十 秋田県医療審議会 健康福祉部医務薬事課
- 三十一 秋田県薬事審議会 健康福祉部医務薬事課
- 三十二 秋田県青少年問題協議会 生活環境文化部県民文化政策課
- 三十三 秋田県交通安全対策会議 生活環境文化部県民文化政策課
- 三十四 秋田県消費生活審議会 生活環境文化部県民文化政策課
- 三十五 秋田県青少年環境浄化審議会 生活環境文化部県民文化政策課
- 三十六 秋田県男女共同参画審議会 生活環境文化部男女共同参画課
- 三十七 秋田県環境審議会 生活環境文化部環境あきた創造課
- 三十八 秋田県リサイクル製品認定審査委員会 生活環境文化部環境あきた創造課
- 三十九 秋田県公害審査会 生活環境文化部環境あきた創造課環境管理室
- 四十 秋田県環境影響評価審査会 生活環境文化部環境あきた創造課環境管理室
- 四十一 秋田県クリーニング師試験委員 生活環境文化部生活衛生課
- 四十二 秋田県生活衛生適正化審議会 生活環境文化部生活衛生課

- 四十三 秋田県製菓衛生師試験委員 生活環境文化部生活衛生課
- 四十四 秋田県景観保全審議会 生活環境文化部自然保護課
- 四十五 秋田県森林審議会 農林水産部農林政策課
- 四十六 秋田県農業共済保険審査会 農林水産部流通経済課
- 四十七 秋田県卸売市場審議会 農林水産部流通経済課
- 四十八 秋田県中小企業調停審議会 産業経済労働部産業経済政策課
- 四十九 秋田県職業能力開発審議会 産業経済労働部雇用労働政策課
- 五十 秋田県建設工事紛争審査会 建設交通部建設管理課
- 五十一 秋田県国土利用計画審議会 建設交通部建設管理課
- 五十二 秋田県土地利用審査会 建設交通部建設管理課
- 五十三 秋田県建設業審議会 建設交通部建設管理課
- 五十四 秋田県事業認定審議会 建設交通部建設管理課
- 五十五 秋田県都市計画審議会 建設交通部都市計画課
- 五十六 秋田県開発審査会 建設交通部都市計画課
- 五十七 秋田県屋外広告物審議会 建設交通部都市計画課
- 五十八 秋田県水防協議会 建設交通部河川砂防課
- 五十九 秋田県地方港湾審議会 建設交通部港湾空港課
- 六十 秋田県建築審査会 建設交通部建築住宅課
- 六十一 秋田県建築士審査会 建設交通部建築住宅課

〔県立大学
衛生科学研究所
環境センター〕
第十五条中
農業試験場
果樹試験場
畜産試験場
水産振興センター
森林技術センター〕
を
「健康環境センター
農林水産技術センター」
に、
「総合生活文化
会館」を
「生活センター」
に改め、「東京産業観光センター」を削る。
第十五条の四第三項の表北秋田地域振興局建設部の項の前に次のように加える。

北秋田地域振興局 総務企画部	大館地区総合事務所	大館市片山町三丁目十四番五号
-------------------	-----------	----------------

第十五条の四第三項の表秋田地域振興局建設部の項の次に次のように加える。

仙北地域振興局農林部	仙北平野農村整備事務所	大仙市大曲日の出町一丁目四番一十二号
------------	-------------	--------------------

第十五条の四第五項を削る。

第十五条の五の見出しを「(地域振興局総務企画部の各課室及び事務所の所掌事務)」に改め、同条第一項中「地域振興局総務企画部各課室」を「地域振興局総務企画部の各課室及び事務所」に改め、同項に次のように加える。

大館地区総合事務所

一 総務経理課の項に規定する事務のうち次に掲げるもの

(一) 北秋田地域振興局総務企画部県税課及び大館地区総合事務所並びに大館福祉環境部に係る人事、給与、文書及び財務に関する事(他の所管に属するものを除く。)

(二) 大館市の区域に所在する地方機関並びに北秋田地域振興局総務企画部県税課及び大館地区総合事務所並びに大館福祉環境部の職員の福利厚生に関する事。

(三) 大館市の区域に所在する公有財産の管理に関する事(他の所管に属するものを除く。)

(四) 大館市の区域に係る証紙に関する事(他の所管に属するものを除く。)

二 地域企画課の項第十七号に掲げる事務並びに大館市の区域に係る同項第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第二十三号に掲げる事務

三 大館市の区域に所在する地方機関並びに北秋田地域振興局総務企画部県税課及び大館地区総合事務所並びに大館福祉環境部に係る出納室の項に規定する事務

第十五条の五第二項及び第三項を次のように改める。

2 北秋田地域振興局総務企画部総務経理課の所掌事務は、前項大館地区総合事務所の項第一号に規定する事務以外の前項総務経理課の項に規定する事務とする。

3 北秋田地域振興局総務企画部地域企画課の所掌事務は、第一項大館地区総合事務所の項第二号に掲げる事務以外の第一項地域企画課の項に規定する事務とする。

第十五条の五第五項中「秋田地域振興局地域企画課」を「秋田地域振興局総務企画部地域企画課」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「秋田地域振興局総務経理課」を「秋田地域振興局総務企画部総務経理課」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 北秋田地域振興局総務企画部出納室の所掌事務は、第一項大館地区総合事務所の項第三号に掲げる事務以外の第一項出納室の項に規定する事務とする。

第十五条の七第二項中「前項企画福祉課の項第二十四号」を「前項企画福祉課の項第二十二号」に、「健康・予防課の項第十三号」を「前項健康・予防課の項第十三号」に、「環境指導課の項第十三号」を「前項環境指導課の項第十三号」に改め、同条第五項中「秋田地域振興局環境指導課」を「秋田地域振興局福祉環境部環境指導課」に改める。

第十五条の八第一項に次のように加える。

仙北平野農村整備事務所

仙北平野における大規模な土地改良事業に関する事。

第十五条の八第二項中「農村整備課」を「農林部農村整備課」に改め、同条第三項を削る。

第十五条の十及び第十五条の十一を削る。

第十八条中「次の事務」を「県政の課題についての調査、中央官庁等との連絡調整、産業に関する情報の収集、県産品及び観光の宣伝、紹介及びあつせん等」に改め、各号を削る。

第十九条の二中「総務課」を「総務企画課及び産業情報課」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第十九条の三 東京事務所各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

一 公印の管守に関する事。

二 人事、給与、文書及び財務に関する事。

三 県政の課題についての調査並びに情報の収集及び提供に関する事。

四 中央官庁等との連絡調整に関する事。

五 東京都の区域に所在する公有財産の管理に関する事。

産業情報課

一 産業に関する情報の収集に関する事。

二 県産品及び観光の宣伝、紹介、あつせん等に関する事。

三 県外に居住する求職者の県内への就職の促進等に関する事。

四 就職者の援護に関する事。

第五款を次のように改める。

第五款 健康環境センター

(事務)

第二十四条 健康環境センターは、次の事務を行う機関とする。

- 一 県民の保健衛生の向上に関する試験検査及び調査研究に関すること。
 - 二 環境の保全に関する調査研究及び環境の状況の監視に関すること。
(名称及び位置)
- 第二十五条** 健康環境センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県健康環境センター	秋田市千秋久保田町六番六号

(内部組織)

第二十六条 健康環境センターに、企画管理室、保健衛生部及び環境部を置く。

2 環境部の位置は、秋田市山王三丁目一番一号とする。

(所掌事務)

第二十七条 健康環境センターの企画管理室、保健衛生部及び環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

企画管理室

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関すること。
- 三 公有財産の管理に関すること。
- 四 第二十四条各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関すること。
- 五 試験研究の評価に関すること。
- 六 各部の所管に属しない事務に関すること。

保健衛生部

第二十四条第一号に掲げる事務に関すること。

環境部

- 一 環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究に関すること。
- 二 環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適切に実施するために必要な監視等に関すること。
- 三 環境の保全に関する情報の提供に関すること。

第二十八条 削除

「第六款 県立大学」を「第六款 農林水産技術センター」に改める。

第二十九条から第三十条の三までを次のように改める。

(事務)

第二十九条 農林水産技術センターは、農林水産業、食品加工工業及び酒類製造業の振興を図り、及びこれらの振興のための基盤となる技術の発展に資するため、次の事務を行う機関とする。

- 一 農林水産業、食品加工工業及び酒類製造業に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。
- 二 農林水産業、食品加工工業及び酒類製造業に関する技術の研究開発及びその成果の普及に関すること。
- 三 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

(名称及び位置)

第三十条 農林水産技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県農林水産技術センター	秋田市雄和相川字源八沢三十四番地の一

(内部組織)

第三十条の二 農林水産技術センターに次の表の上欄に掲げる室、研究所、試験場及びセンターを置き、当該室、研究所、試験場及びセンターに当該下欄に掲げる室、研究所、試験場及び部を置く。

企画経営室	総合食品研究所	農業試験場	果樹試験場
管理室	管理室 食品加工研究所 醸造試験場	管理室 技術普及部 経営計画部 作物部 原種生産部 野菜・花き部 生産環境部	管理室 リンゴ部 特産果樹部

畜産試験場	管理室 大家畜研究部 中小家畜研究部 生産事業部
水産振興センター	管理室 海洋資源部 資源増殖部 内水面利用部
森林技術センター	管理室 森林環境部 資源利用部

2 次の表の上欄に掲げる研究所、試験場及びセンターの位置は、当該下欄に定めるところとする。

総合食品研究所	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の二十六
果樹試験場	横手市平鹿町醍醐字街道下六十五番地
畜産試験場	大仙市神宮寺字海草沼谷地十三番地の三
水産振興センター	男鹿市船川港合島字鶴ノ崎八番地の四
森林技術センター	秋田市河辺戸島字井戸尻台四十七番地の二

3 果樹試験場に次の表の上欄に掲げる分場を置き、その位置は、当該下欄に定めるところとする。

鹿角分場	鹿角市花輪字小坂野三番地の十二
天王分場	潟上市天王字鶴沼台四十三番地

(所掌事務)

第三十条の三 農林水産技術センターの企画経営室、総合食品研究所の管理室、食品加工研究所及び醸造試験場、農業試験場の管理室及び各部、果樹試験場の管理室及び各部、畜産試験場の管理室及び各部、水産振興センターの管理室及び各部並びに森林技術センターの管理室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

企画経営室

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 人事、給与、文書及び財務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 公有財産の管理に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 四 第二十九条各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関する事。
- 五 試験研究の評価に関する事。
- 六 特許等に関する情報の提供に関する事。
- 七 総合食品研究所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター及び森林技術センターの所管に属しない事務に関する事。

総合食品研究所

管理室

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 文書に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 食品加工研究所及び醸造試験場との連絡調整に関する事。
- 四 食品加工研究所及び醸造試験場の所管に属しない事務に関する事。
- 五 食品加工研究所
- 一 農水産物等の食品の加工に関する技術の研究開発に関する事。
- 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関する事。
- 三 農水産物等の食品の加工に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関する事。

醸造試験場

- 一 酒類の製造及び生物機能に関する技術の研究開発に関する事。
- 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関する事。
- 三 酒類の製造及び生物機能に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関する事。

農業試験場

管理室

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 文書に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 農業試験場各部との連絡調整に関する事。

四 農業試験場各部の所管に属しない事務に関すること。
技術普及部

一 協同農業普及事業、農村青少年の育成及び農村生活の改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二 普及指導員の研修に関すること。

三 農業の担い手の育成のための研修に関すること。

四 試験研究の成果の実証試験に関すること。

経営計画部

一 農業経営の改善に関する調査及び研究に関すること。

二 農村生活の改善に関する調査及び研究に関すること。

三 農村への定住の促進並びに農畜産物の流通及び販売に関する対策に関する調査及び研究に関すること。

四 農作業の機械化並びに農業用の施設及び装置に関する試験研究に関すること。

作物部

一 水稲及び畑作物の品種改良に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二 水稲及び畑作物の栽培方法の改善並びに田畑の高度利用に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

原種生産部

水稲及び畑作物の原原種及び原種の生産等に関すること。

野菜・花き部

一 野菜、花き等の品種改良に関する調査及び試験研究に関すること。

二 野菜、花き等の栽培方法の改善及び水稲との複合化に関する技術に関する調査及び試験研究に関すること。

三 野菜、花き等の栽培のための施設における栽培環境及び病虫害の防除等に関する調査及び試験研究に関すること。

生産環境部

一 水田及び畑地の環境保全に関する調査及び試験研究に関すること。

二 水田及び畑地の土壌に関する調査及び試験研究に関すること。

三 水田及び畑地の施肥に関する調査及び試験研究に関すること。

四 病虫害の生息、防除及び農薬の残留に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

果樹試験場

管理室

一 公印の管守に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二 文書に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

三 果樹試験場の各部及び各分場との連絡調整に関すること。

四 果樹試験場の各部及び各分場の所管に属しない事務に関すること。
リンゴ部

一 りんごの品種改良に関する調査及び試験研究に関すること。

二 りんごの栽培方法の改善に関する調査及び試験研究に関すること。

三 りんごの栽培における病虫害の防除に関する調査及び試験研究に関すること。

特産果樹部

一 果樹の品種改良に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二 果樹の栽培方法の改善に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

三 果樹の栽培における病虫害の防除に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

畜産試験場

管理室

一 公印の管守に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二 文書に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

三 畜産試験場各部との連絡調整に関すること。

四 畜産試験場各部の所管に属しない事務に関すること。
大家畜研究部

一 乳牛及び肉牛の育種に関する調査及び試験研究に関すること。

二 乳牛及び肉牛の飼養に関する調査及び試験研究に関すること。

三 家畜の受精卵移植の技術に関する調査及び試験研究に関すること。

四 飼料作物及び飼料に係る草地に関する調査及び試験研究に関すること。
中小家畜研究部

一 豚及び鶏の育種に関する調査及び試験研究に関すること。

二 豚及び鶏の飼養に関する調査及び試験研究に関すること。

三 畜産経営に係る環境保全に関する調査及び試験研究に関すること。
生産事業部

一 種畜及び種鶏に関する調査及び試験研究に関すること。

二 種畜及び種鶏の生産等に関すること。
水産振興センター

管理室

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
 - 二 文書に関する事(他の所管に属するものを除く。)
 - 三 水産業に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関する事。
 - 四 水産振興センター各部との連絡調整に関する事。
 - 五 水産振興センター各部の所管に属しない事務に関する事。
- 海洋資源部
- 一 海洋生物資源に関する調査及び試験研究に関する事。
 - 二 海洋環境に関する調査及び試験研究に関する事。
- 資源増殖部
- 一 海洋生物資源の増殖及び養殖に関する調査及び試験研究に関する事。
 - 二 水産種苗の生産等に関する調査及び試験研究に関する事。
- 内水面利用部
- 一 内水面の生物資源に関する調査及び試験研究に関する事。
 - 二 内水面の環境保全に関する調査及び試験研究に関する事。
- 森林技術センター
- 管理室
- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
 - 二 文書に関する事(他の所管に属するものを除く。)
 - 三 林業に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関する事。
 - 四 森林技術センター各部との連絡調整に関する事。
 - 五 森林技術センター各部の所管に属しない事務に関する事。
- 森林環境部
- 一 森林の公益的機能の維持及び増進に関する調査及び試験研究に関する事。
 - 二 林業経営の改善及び安定に関する調査及び試験研究に関する事。
- 資源利用部
- 一 森林資源の利用に関する調査及び研究に関する事。
 - 二 林木の育種に関する調査及び研究に関する事。
- 第三十条の四、第三十条の五及び第六款の二から第六款の九までを削り、第六款の十中第三十条の三十二を第三十条の四とする。
- 第三十三条の三十三の表中「四番地の二十一」を「四番地の十一」に改め、同条を第三十条の五とする。
- 第三十条の三十四中「総務企画部」を「総務管理部、経営企画部」に改め、同条を第三十条の六とする。

第三十条の三十五中「総務企画部」を「産業技術総合研究センターの総務管理部、経営企画部」に改め、同条総務企画部の項中「総務企画部」を「総務管理部」に改め、同項第四号中「第三十条の三十二各号に掲げる事務の企画及び総合調整」を「経営企画部、工業技術センター及び高度技術研究所の所管に属しない事務」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同項の次に次のように加える。

経営企画部

- 一 第三十条の四各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関する事。
 - 二 研究開発の評価に関する事。
 - 三 特許等に関する情報の提供に関する事。
- 第三十条の三十五工業技術センターの項第二号中「試験研究」を「研究開発」に改め、同条を第三十条の七とし、第六款の十を第六款の二とする。
- 第三十一条中「社会福祉法」の下に「(昭和二十六年法律第四十五号)」を加える。

第四十一条中「福祉相談センター」は「」の下に「、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十一条第二項及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 第十二条第二項に規定する業務のほか」を加え、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを削り、第八号を第二号とし、第九号から第十二号までを六号ずつ繰り上げる。

第五十七条中「次の事務」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第六条第二項に規定する業務」に改め、各号を削る。

第五十九条中「第十二条の規定による児童についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護(」を「(昭和二十二年法律第六十四号) 第十二条第二項に規定する業務(同法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務にあつては、」に改め、「に関する事務」を削る。

「第三十二条 総合生活文化会館」を「第三十二条 生活センター」に改める。

第九十五条中「総合生活文化会館」を「生活センター」に改め、「及び文化の発展」及び「とともに、産業に関する情報を提供することにより本県の産業の振興に資する」を削り、第三号及び第四号を削る。

第九十六条中「総合生活文化会館の」を「生活センターの」に改め、同条の表中「秋田県総合生活文化会館」を「秋田県生活センター」に改める。

第九十七条、第九十八条、第三十三款及び第三十四款を次のように改める。

第九十七条及び第九十八条 削除

第三十三款 中央男女共同参画センター

(事務)

第九十九条 中央男女共同参画センターは、次の事務を行う機関とする。

一 男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会の提供に関すること。

二 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関すること。

(名称及び位置)

第百条 中央男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県中央男女共同参画センター	秋田市中通二丁目三番八号

第三十四款 削除
第百一条及び第百二条 削除

第六十六款の二を削る。

第二百四十五条第二項の表第八号中「第十四号」を「第十二号」に改め、同表第九号中「児童会館及び総合生活文化会館」を「及び児童会館」に改め、同表第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同表第十五号中「県立大学及び」を削り、同号を同表第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 場 長	農林水産技術センター の農業試験場、果樹試験場及び畜産試験場	上司の命を受けて、農業試験場、果樹試験場又は畜産試験場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
--------	-----------------------------------	--

第二百四十五条第二項の表第十六号から第二十二号までを削り、第二十三号を第十五号とし、第二十四号から第二十六号までを八号ずつ繰り上げ、同表第二十七号中「衛生科学研究所」を「健康環境センター、農林水産技術センターの」に、「森林技術センター」を「及び森林技術センター」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十八号中「地域振興局の事務所」を「事務所」に改め、同号を同表第二十号とし、同表第二十九号を第二十一号とし、第三十号から第三十三号までを削り、同表第三十四号中「総合食品研究所」を「農林水産技術センターの総合食品研究所」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第三十五号中

「総合食品研究所」を「農林水産技術センターの総合食品研究所」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表第三十六号を削り、第三十七号を第二十四号とし、第三十八号から第四十一号までを十三号ずつ繰り上げ、同表第四十二号中「果樹試験場」を「農林水産技術センターの果樹試験場」に改め、同号を同表第二十九号とし、同表第四十三号を同表第三十号とし、同表第四十四号中「管財課」を「会計管財課」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表第四十五号中「及び」の下に「農林水産技術センターの」を加え、同号を同表第三十二号とし、同表第四十六号中「及び」の下に「農林水産技術センターの」を加え、同号を同表第三十三号とし、同表第四十七号中「及び」の下に「農林水産技術センターの」を加え、同号を同表第三十四号とし、同表第四十八号から第五十三号までを十三号ずつ繰り上げ、同表の備考一中「第二十七号」を「第十九号」に改め、同表第三項の表第三号中

リハビリテーション・精神医療センター医療部	を	リハビリテーション・精神医療部
-----------------------	---	-----------------

「リハビリテーション・精神医療センター医療部長」を「医療部長」に、

「医療センターの医

に、「農業試験場、果樹試験場」を「並びに農林水産技術センターの」に、「畜産試験場、水産振興センター及び森林技術センター」を「及び畜産試験場」に改め、同表第五号中「人事課」を「人事課 財政課」に改め、同表第五十号から第五十三号までを削り、第四十九号を第五十六号とし、第四十一号から第四十八号までを七号ずつ繰り下げ、同表第四十号中「地域振興局福祉環境部」を「地域振興局の福祉環境部」に改め、同号を同表第四十七号とし、同表第三十三号から第三十九号までを七号ずつ繰り下げ、同表第三十二号中「総合食品研究所及び」を「健康環境センター、農林水産技術センターの農業試験場及び総合食品研究所並びに」に改め、同号を同表第三十九号とし、同表第二十七号から第三十一号までを七号ずつ繰り下げ、同表第二十六号中「及びリハビリテーション・精神医療センター」を「リハビリテーシ

「ヨシ・精神医療センター及び中央男女共同参画センター」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表中第二十三号から第二十五号までを七号ずつ繰り下げ、第二十二号を削り、第二十一号を第二十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十八	地域環境 専門員	地域振興局 の福祉環境 部	上司の命を受けて、食品衛生、廃棄物の処理及び公害の防止に関する事務をつかさどる。
二十九	副館長	公文書館	館長を補佐し、館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、その職を代理する。

第二百四十五条第三項の表中第二十号を第二十六号とし、第十九号を第二十五号とし、第十八号を第二十四号とし、第十七号を削り、第十六号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三	病院改革 推進監	リハビリテ ーション・ 精神医療セ ンターの事 務部	上司の命を受けて、リハビリテーション・精神医療センターの改革に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
-----	-------------	--	---

第二百四十五条第三項の表第十五号を同表第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十	財産管理 監	会計管財課	上司の命を受けて、公有財産の取得、管理及び処分に関する特に重要な事項の調査、調整等をつかさどる。
二十一	地域振興 監	地域振興局 の総務企画 部	上司の命を受けて、地域振興に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。

第二百四十五条第三項の表中第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、同表第十二号中「農地整備課」を「建設管理課技術管理室」に、「土木事業」を「公

共工事」に改め、同号を同表第十六号とし、同表中第十一号を削り、第十号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五	事業調整 監	農地整備課	上司の命を受けて、国営土地改良事業等に関する特に重要な事項の調査、調整等をつかさどる。
----	-----------	-------	---

第二百四十五条第三項の表中第九号を第十三号とし、第八号の次に次の四号を加える。

九	将来構想 推進監	総合政策課	上司の命を受けて、県の発展に資する構想に係る政策に関する特に重要な事項の企画及び立案並びにこれらについての各部局間の調整をつかさどる。
十	県民総参 加推進監	国体・障害 者スポーツ 大会局大会 総務課	上司の命を受けて、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に係る県民の参加に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
十一	障害者ス ポーツ大 会推進監	国体・障害 者スポーツ 大会局大会 総務課	上司の命を受けて、全国障害者スポーツ大会の開催に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
十二	研究推進 監	試験研究推 進課	上司の命を受けて、試験研究に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。

第二百四十五条第三項の表の備考二中「秋田県立大学木材高度加工研究所、衛生科学研究所、環境センター、総合食品研究所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター」を「健康環境センター、農林水産技術センター」に改め、同条第五項中「第五十号」を「第三十七号」に、「第二項の表第五十一号から第五十三号」を「第二項の表第三十八号から第四十号」に改める。

附則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成十八年三月三十一日において次の表の上欄に掲げる課又は地方機関の内部組織に勤務を命じられていた職員は、別に人事異動の発令がされないときは、同年四月一日をもって当該下欄に掲げる課又は地方機関の内部組織に勤務を命じられたものとする。

健康福祉部健康対策課	健康福祉部健康推進課
東京事務所総務課	東京事務所総務企画課
産業技術総合研究センター総務企画部	産業技術総合研究センター総務管理部

- 3 (秋田県行政文書管理規則の一部改正)
秋田県行政文書管理規則(平成十三年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「及び第五項」を削り、「県立大学」を「農林水産技術センター」に、「第三十条の三第一項」を「第三十条の二第一項」に、「事務局、同条第二項に規定する事務局本荘事務室及び事務局大瀧事務室並びに組織規則第三十条の四第一項に規定する木材高度加工研究所」を「企画経営室、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター及び森林技術センター」に改める。
(秋田県総合食品研究所条例施行規則の一部改正)
4 秋田県総合食品研究所条例施行規則(平成七年秋田県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「研究所」を「秋田県農林水産技術センター」に改め、「特に」を削る。
第三条第三項及び第四項中「特に」を削る。
第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「総合食品研究所使用許可申請書(様式第一号)」を「別に定めるところにより、申請書」に改め、同条第二項第一号中「(様式第二号)」を削り、同項第二号中「(様式第三号)」を削り、同条第三項中「研究所」を、「条例第二条各号に掲げる施設又は設備」に、「その使用を許可しないことができる」を「使用の許可をしないものとする」に改める。
第五条中「開放研究室使用変更届出書(様式第四号)」を「別に定めるところ」に改める。

- 5 第六条の見出しを「(使用の許可の取消し等の事務の委任)」に改め、同条中「により知事が行う」を「による」に改める。
様式第一号から様式第四号までを削る。
(秋田県農業試験場条例施行規則の一部改正)
秋田県農業試験場条例施行規則(平成十二年秋田県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「試験場」を「秋田県農林水産技術センター」に、「場長」を「所長」に改め、「特に」を削る。
第三条第二項及び第三項中「場長は、特に」を「所長は、」に改める。
第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「農業試験場使用許可申請書(別記様式)」を「場長」を「別に定めるところにより、申請書を所長」に改め、同条第二項中「場長は、試験場」を「所長は、条例第二条各号に掲げる施設」に、「その使用を許可しないことができる」を「使用の許可をしないものとする」に改める。
第五条中「場長は」を「所長は」に、「前条第一項」を「使用」に改め、同項第一号中、「使用」を「使用」に改め、同項第三号中「場長」を「所長」に改め、同項第四号中「場合」を「もの」に改める。
第七条中「場長」を「所長」に改める。
別記様式を削る。

- 6 (秋田県水産振興センター条例施行規則の一部改正)
秋田県水産振興センター条例施行規則(昭和六十年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「。以下「条例」という。」を削る。
第二条の見出し中「申請」の下に「等」を加え、同条中「秋田県水産振興センター(以下「センター」という。))を使用しよう」を「秋田県水産振興センター条例第二条の規定により使用の許可を受けよう」に、「水産振興センター使用許可申請書(別記様式)」を「センター」を「別に定めるところにより、申請書を秋田県農林水産技術センター」に改め、同条に次の一項を加える。
2 所長は、秋田県水産振興センター(以下「センター」という。))の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。
一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
二 センターの管理上支障があると認められるとき。
第三条中「前条の」を削り、「停止する」を「停止させる」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に、「場合」を「もの」に改め、同条を同条第四号と

し、同条第二号中「従わなかった」を「従わなかった」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
別記様式を削る。

7 秋田県森林技術センター規則（昭和五十二年秋田県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「森林の保全及び林業に関する知識及び技術を習得させることを目的として研修会等を行うため、センターを使用しよう」を「秋田県森林技術センター条例第二条の規定により使用の許可を受けよう」に改め、「者は」の下に「別に定めるところにより」を加え、「森林技術センター使用許可申請書（別記様式）をセンター」を「申請書を秋田県農林水産技術センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 所長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - 二 センターの管理上支障があると認められるとき。
- 別記様式を削る。

8 主要農作物種子法施行細則（昭和三十一年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「様式第一号による」を削る。

第五条第一項中「様式第二号」を「様式第一号」に改める。

第六条第二項第二号中「農業試験場」を「農林水産技術センター農業試験場」に改め、同条第三項中「様式第三号」を「様式第二号」に改める。

様式第一号を削る。

様式第二号中「種札」の次に「（第5号）」を加え、同様式を様式第一号とする。

様式第三号中「様式第3号 種子審査員証」を「様式第3号 種子審査員証（第6号）」に改め、同様式を様式第二号とする。

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

秋田県規則第五十九号
秋田県知事 寺田典城

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則
秋田県チーム設置規則（平成十三年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中人事課の項を削り、長寿社会課の項の次に次のように加える。

医務薬事課	保健医療IT化推進チーム
-------	--------------

第二条の表建設交通政策課の項を削る。

第四条の前の見出し及び同条を削り、第五条を第四条とし、同条の前に見出しとして「（所掌事務）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条 保健医療IT化推進チームは、組織規則第七条第一項医務薬事課の項第一号に掲げる事務のうち、情報技術の活用による効果的かつ効率的な医療を提供する体制の整備の推進に関する事務を分掌する。

第六条中「第八条第一項県民文化政策課の項第十九号」を「第八条第一項県民文化政策課の項第二十号」に改める。

第八条第一号中「第十一条第一項産業経済政策課の項第十二号」を「第十一条第一項産業経済政策課の項第十一号」に改め、同条第二号中「第十一条第一項産業経済政策課の項第十三号及び第十四号」を「第十一条第一項産業経済政策課の項第十二号及び第十三号」に改める。

第九条を削る。

第十条第一項中「当該」を「、当該」に改め、同条を第九条とする。

附 則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月二十八日

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令
秋田県公印取扱規程（昭和五十六年秋田県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

秋田県知事 寺田典城

第一条中「公印」の下に「(公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするもの。以下同じ。)」を加える。

第二条を削る。

第三条第一項中「庁印」を「公印」に、「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項を削り、同条を第二条とする。

第四条第一項中「別表第一及び別表第二」を「別表」に改め、同条第二項中「公印作成(改刻)申請書(様式第一号)」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第四項中「公印作成(改刻)報告書(様式第二号)」を「別に定める様式による報告書」に改め、同条第五項中「公印廃止報告書(様式第三号)」を「別に定める様式による報告書」に改め、同条第六項中「あつた場合」を「あつたとき」に、「公印台帳(様式第四号)」を「当該公印を別に定める様式による台帳」に、「登録を」を「当該公印の登録を」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「の各号」を削り、同条を第四条とする。

第六条第二項及び第三項中「もつて」を「もつて」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

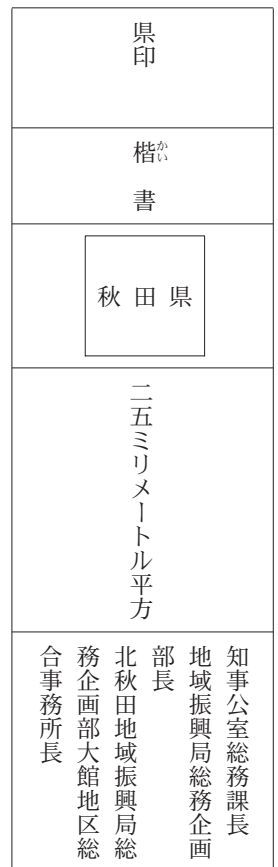
第八条第一項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第二項中「公印紛失(損傷)報告書(様式第五号)」を「別に定める様式による報告書」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「(次項において「原議」という。)」を削り、「添えて」の下に「これを」を加え、「ときは」を「ときにあつては、」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「原議を」を「決裁を終了した起案文書とを」に、「原議の所定欄に公印使用承認印(様式第六号)」を「当該起案文書の所定の欄に別に定める様式による承認印」に改め、同条第三項中「知事その他」を「知事、出納長及び職員(に、「に係る職印」を「の権限が定められた職員の職名を刻印した公印」に、「職員(を」を「当該職員に限る。)」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第四項中「あつて」を「あつて」に改め、同条を第八条とする。

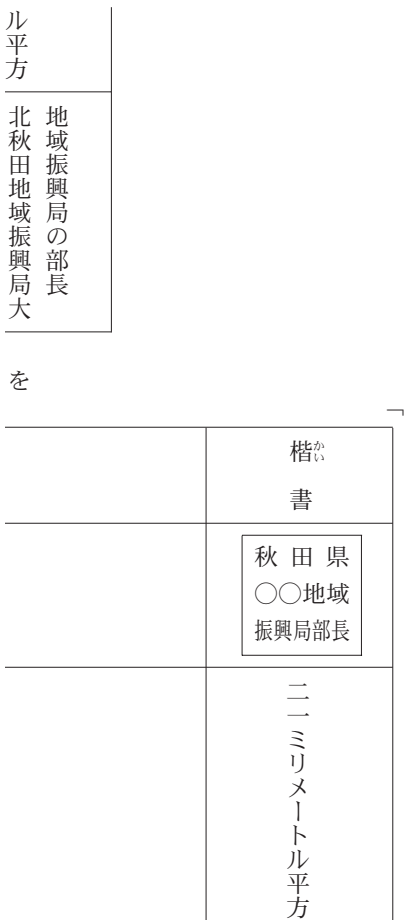
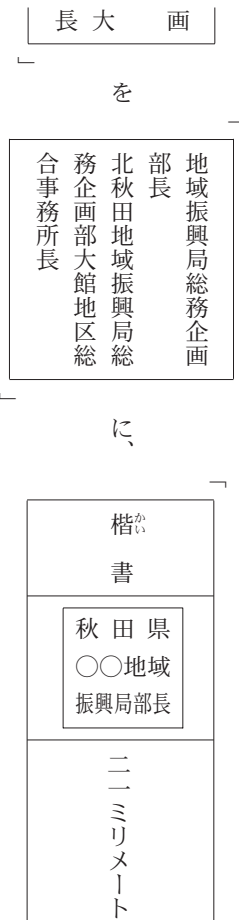
第十条の見出しを「(公印の印影の印刷)」に改め、同条第一項中「あつて」を「あつて」に、同条第二項中「公印印影印刷承認申請書(様式第七号)」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第三項中「公印印影印刷文書管理簿(様式第八号)」を「別に定める様式による管理簿」に改め、同条を第九条とする。

別表第一を削る。

別表第二の備考以外の部分中「第三条、第四条」を「第二条、第三条」に改め、「職印の」を削り、同表知事印(一般文書用)の項の前に次のように加える。



別表第二知事印(一般文書用)の項及び知事印(小判用紙の文書用)の項中「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に改め、同表出納長印の項及び出納局長印の項中「出納局会計課長」を「出納局会計管財課長」に改め、同表地方機関の長等印の項中



卒業証書 用印	地域振興局の部長 北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長 農林水産技術センター企画経営室長 農林水産技術センター総合食品研究所長 農林水産技術センター果樹試験場長 農林水産技術センター畜産試験場長 農林水産技術センター水産振興センター所長 農林水産技術センター森林技術センター所長	館地区総合事務所長
家書		楷書
秋田県立衛生看護学院長之印		秋田県農林水産技術センター所長
二七ミリメートル平方	に改め、同表卒業証書用印の項を次のように改める。	二一ミリメートル平方
衛生看護学院長		

公室総務課長 企画部税務課長 税務課長	別表第二その他の印の項中								
二 この表において「地方機関の長等」とは、組織規則第十五条に規定する地方機関の長並びに組織規則第十五条の四第三項に規定する事務所の長（仙北地域振興局農林部仙北平野野農村整備事務所長を除く。）、農林水産技術センター総合食品研究所長、農林水産技術センター食品加工研究所長、農林水産技術センター醸造試験場長、農林水産技術センター農業試験場長、農林水産技術センター果樹試験場長、農林水産技術センター畜産試験場長、農林水産	を <table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1440 874 1541">楷書</td> <td data-bbox="683 1541 874 1686"> 秋田県 地域振興局 局長 </td> <td data-bbox="683 1686 874 1955">二一ミリメートル平方</td> <td data-bbox="683 1955 874 2078">総務企画部</td> </tr> </table>	楷書	秋田県 地域振興局 局長	二一ミリメートル平方	総務企画部				
	楷書	秋田県 地域振興局 局長	二一ミリメートル平方	総務企画部					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1002 1518 1185 1619">楷書</td> <td data-bbox="1185 1518 1377 1619"> 秋田県 地域振興局 局長 </td> <td data-bbox="1002 1619 1185 2022">二一ミリメートル平方</td> <td data-bbox="1002 2022 1185 2078">総務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1185 1518 1377 1619">楷書</td> <td data-bbox="1185 1619 1377 1753"> 秋田県 官報 告知 主任 </td> <td data-bbox="1185 1753 1377 2022">一八ミリメートル平方</td> <td data-bbox="1185 2022 1377 2078">知事</td> </tr> </table>	楷書	秋田県 地域振興局 局長	二一ミリメートル平方	総務	楷書	秋田県 官報 告知 主任	一八ミリメートル平方	知事
楷書	秋田県 地域振興局 局長	二一ミリメートル平方	総務						
楷書	秋田県 官報 告知 主任	一八ミリメートル平方	知事						

技術センター水産振興センター所長及び農林水産技術センター森林技術センター所長をいう。

別表第二の備考四中「職印」を「公印」に改め、同表を別表とする。
様式第一号から様式第八号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

(秋田県行政文書管理規程の一部改正)

2 秋田県行政文書管理規程(平成九年秋田県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「その職務に係る職印が作成されている職員」を「職員(その職務の権限が定められた職員の職名を刻印した公印が作成されている当該職員に限る。)」に改める。

秋田県訓令第3号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

秋田県行政文書管理規程(平成九年秋田県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「特殊取扱行政文書受領簿(様式第一号)」を「別に定める様式による受領簿」に改める。

第十一条第一項中「第二項()の下に「これらの規定を」を加え、同条第二項中「収受印(様式第二号)を押し」を「別に定める様式による収受印を押し」に、「文書整理簿(様式第三号)」を「別に定める様式による整理簿(以下「整理簿」という。)」に、「電磁的記録管理簿(様式第三号の二)」を「別に定める様式による管理簿」に、「収受印(様式第二号)を押し」を「当該収受印を押し」に改める。

第十二条中「収受印(様式第二号)」を「前条第二項の収受印」に改める。

第十三条第一項中「回覧等処理印(様式第四号)」を「別に定める様式による回覧等処理印」に改め、同条第二項中「別表第一知事の項7」を「同表知事の項7」に改める。

第十四条第一項中「起案用紙(様式第五号)及び罫紙(様式第六号)」を「別に定

める様式による起案用紙及び別に定める様式による罫紙」に改め、「ただし、」の下に「当該」を加え、同条第二項第一号中「処理印(様式第七号)」を「別に定める様式による処理印」に改め、同項第二号中「処理印(様式第七号)」を「前号の処理印」に改め、同項第三号中「処理印(様式第七号)」を「第一号の処理印」に改める。

第十六条第一項中「電話番号を」の下に「第十四条第一項の」を加え、同条第二項中「文書番号を」の下に「第十四条第一項の」を加える。

第二十七条中「文書整理簿(様式第三号)」を「整理簿」に改める。

第二十九条第一項中、「当該文書に」の下に「第十三条第一項の」を加え、「(様式第四号)」を削り、同条第二項中「電話等処理票(様式第八号)」を「別に定める様式による処理票」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「第十三条第一項の」を加え、「(様式第四号)」を削り、「文書整理簿(様式第三号)」を「整理簿」に改め、同条第四項中「電話等処理票(様式第八号)」を「同項の処理票」に改める。

第二十九条の二第一項中「確認印(様式第八号の二)」を「別に定める様式による確認印」に改め、同条第二項中「確認印(様式第八号の二)」を「前項の確認印」に、「文書整理簿(様式第三号)」を「整理簿」に改め、同条第三項中「第三章」を「前章」に改める。

第三十三条第一項中「送付印(様式第九号)」を「別に定める様式による送付印」に改め、同条第二項中「経由印(様式第十号)」を「別に定める様式による経由印」に改める。

第三十四条第一項中「添えて」の下に、「これを」を、「所定欄に」の下に「別に定める様式による」を加え、「(様式第十一号)」を削り、同条第二項中「地域振興局の」の下に「部の」を加え、同条第三項中「添えて」の下に、「これを」を、「所定欄に」の下に「第一項の」を加え、「(様式第十一号)」を削る。

第三十五条の二第三項中「所定欄に」の下に「第三十四条第一項の」を加え、「(様式第十一号)」を削る。

第三十八条の見出しを「(分類表)」に改め、同条中「簿冊分類表(様式第十二号)」を「別に定める様式による分類表」に改める。

第三十九条第一項、第四項及び第五項中「簿冊分類表(様式第十二号)」を「前条の分類表」に改め、同条第六項中「電磁的記録管理簿(様式第三号の二)」を「第一条第二項の管理簿」に改める。

第四十二条の見出しを「(一覧表等)」に改め、同条第一項中「簿冊一覧表(様式第十三号)」を「別に定める様式による一覧表」に改め、同条第二項中「簿冊引継書(様式第十四号)」を「別に定める様式による引継書」に改め、同条第三項中「簿冊引継書(様式第十四号)」を「前項の引継書」に改め、「添えて」の下に、「これ

を」を加える。

第四十六条第一項中「保存簿冊利用申込票(様式第十五号)」を「別に定める様式による申込票」に改める。

第四十七条第一項中「保存簿冊引渡書(様式第十六号)」を「別に定める様式による引渡書」に改め、「添えて、」の下に「これを」を加える。

第四十八条第二項中「保存簿冊廃棄通知書(様式第十七号)」を「別に定める様式による通知書」に改める。

別表第一の備考2を次のように改める。

- 2 この表において「所長」とは、地方機関の長並びに農林水産技術センター総合食品研究所長、農林水産技術センター食品加工研究所長、農林水産技術センター醸造試験場長、農林水産技術センター農業試験場長、農林水産技術センター果樹試験場長、農林水産技術センター畜産試験場長、農林水産技術センター水産振興センター所長及び農林水産技術センター森林技術センター所長をいう。

別表第一の備考3中「及び同条第五項に規定する事務所」を削り、同表の備考4中「規定する事務所の長」の次に「(仙北地域振興局農林部仙北平野農林試験事務所長(併入。))」を加える。

別表第二の5の項中「地方の総合食品研究所」を削る。
様式第一号から様式第十七号までを削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県訓令第四号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県職員被服貸与規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県職員被服貸与規程等の一部を改正する訓令
(秋田県職員被服貸与規程の一部改正)

第一条 秋田県職員被服貸与規程(昭和四十三年秋田県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(貸与簿)」に改め、同条中「職員別被服貸与簿(別記様式)」を「別に定める様式による貸与簿」に改める。

別表第一第二十三号中「秋田県立大学短期大学部」を削り、「農業試験場、果

樹試験場、」を「農林水産技術センター又は」に改め、「畜産試験場、水産振興センター又は森林技術センター」を削り、同表第二十五号を次のように改める。

二十五	農林畜水産業の実習指導業務に従事する者	作業服	
		下	上
防除衣	一	一	一
		雨衣	一三
		ゴム長靴	一

別表第一第四十三号中「編織センター」を「健康環境センターの環境センター」に改め、同表第四十六号中「総合生活文化会館」を削る。

別表第二第六号中「農業試験場」を「農林水産技術センターの農業試験場」に改め、同表第七号中「果樹試験場」を「農林水産技術センターの果樹試験場」に改め、同表第九号中「秋田県立大学短期大学部又は」を「農林水産技術センターの」に改め、「畜産試験場の」を削り、同表第十一号中「水産振興センター」を「農林水産技術センターの水産振興センター」に改め、同表第十五号中「管財課」を「会計管財課」に改め、同表第十六号中「環境センター」を「健康環境センターの環境センター」に改め、同表第十七号中「森林技術センター」を「農林水産技術センターの森林技術センター」に改め、同表第二十号中「総合食品研究所」を「農林水産技術センターの総合食品研究所」に改める。

別記様式を削る。

(秋田県職務育成品種規程の一部改正)

第二条 秋田県職務育成品種規程(昭和五十五年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を削り、同表第五号中「試験研究機関等」を「農林水産技術センター(農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所及び森林技術センター)に限る。次号において同じ。」に改め、同号を同表第四号とし、同表第六号中「試験研究機関等」を「農林水産技術センター」に改め、同号を同表第五号とする。

第三条中「品種登録出願申出書(様式第一号)を当該職務育成品種の育成に係る試験研究機関等の長」を「別に定める様式による申出書を農林水産技術センターの長(以下「所長」という。))」に改める。

第四条第一項中「試験研究機関等の長」を「所長」に、「品種登録出願申出書」を「申出書」に改め、同条第二項中「試験研究機関等の長」を「所長」に、「職務育成品種審査会」を「農林水産技術センター職務育成品種審査会」に改める。

第六条の見出しを「(審査会)」に改め、同条第一項中「試験研究機関等」として職務育成品種審査会」を「農林水産技術センター職務育成品種審査会」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「試験研究機関等の長」を「所長」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七条第一項中「試験研究機関等の長」を「所長」に改め、同条第二項中「育成者権移転(出願者名義変更)承諾書(様式第二号)を当該職務育成品種の育成に係る試験研究機関等の長」を「別に定める様式による承諾書を所長」に改め、同条第三項中「名義を」の下に「県に」を加える。

第八条第一項中「当該職務育成品種の育成に係る試験研究機関等の長」を「所長」に、「又は」を「又は」に改め、同条第二項中「設定(以下)を「設定(次条第一項第六号及び第十号第二項において)」に、「許諾(以下)を「次条第一項第六号及び第十号第二項において)」に、「当該職務育成品種の育成に係る試験研究機関等の長」を「所長」に改める。

第九条第一項及び第二項中「当該職務育成品種の育成に係る試験研究機関等の長」を「所長」に改める。

様式第一号及び様式第二号を削る。

(秋田県漁業関係船舶管理規程の一部改正)

第三条 秋田県漁業関係船舶管理規程(平成九年秋田県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「水産振興センター」を「農林水産技術センター水産振興センター」に改め、「これらを」を削り、「いう」を「総称する」に改める。

第二条中「水産振興センター所長」を「農林水産技術センター水産振興センター所長」に改める。

第三条中「第二十三条の二十五第一項」を「第二十三条の三十一第一項」に改める。

(秋田県公用自動車運行管理規程の一部改正)

第四条 秋田県公用自動車運行管理規程(昭和四十六年秋田県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「もつて」を「もつて」に改め、同項第一号中「出納局管財課長」を「出納局会計管財課長」に改め、同項第三号中「地方機関」の下に「(農林水産技術センター)あつては、農林水産技術センターの企画経営室、総合食品研究

所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター及び森林技術センター」を加える。

第四条第一項中「第七十四条の二第一項に規定する場合のほか、」を「第七十四条の三第二項の業務及び」に改め、同条第二項中「道路交通法第七十四条の二第一項及び」を削り、「並びに同法第七十四条の二第四項」を「及び道路交通法第七十四条の三第四項」に改め、同条第三項中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改める。

第五条第三項中「第三十二条各号」を「第三十二条第一項各号」に改める。

第七条第二項中「自動車使用簿(様式第一号)」を「別に定める様式による使用簿」に、「所要事項」を「所要の事項」に改める。

第八条第二項中「交通事故報告書(様式第二号)」を「別に定める様式による報告書」に改める。

様式第一号及び様式第二号を削る。

(秋田県庁用自動車管理規程の一部改正)

第五条 秋田県庁用自動車管理規程(平成九年秋田県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条及び第五条中「管財課長」を「会計管財課長」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中秋田県職員被服貸与規程別表第二十五号の改正規定、第三条中秋田県漁業関係船舶管理規程第三条の改正規定及び第四条中秋田県公用自動車運行管理規程第五条第三項の改正規定 平成十八年三月二十八日
- 二 第四条中秋田県公用自動車運行管理規程第四条第一項から第三項までの改正規定 平成十八年六月一日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@matshubaransatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄